

平成28年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成28年8月31日（水）午後6時00分～19時45分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

〔委 員〕 会長 向田 直範
副会長 矢吹 徹雄
委員 村上 岑子
委員 植松 美由紀
委員 斯波 悦久

〔事務局〕 総務部長 及川 浩史
同部情報政策課長 椿原 功
同課文書・統計担当 主査 作田 洋二
同課文書・統計担当 主任 佐藤 美弘

〔諮問課〕 子ども政策課
課長 伊藤 学志、主査 青木 宏美

傍聴者 なし

議 題

【諮問】

- 1 子どもの総合支援に係る調査のための個人情報の目的外利用について
(継続審議)
(子ども政策課)

○第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】 みなさま、本日もお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、平成28年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。それでは、会長お願いします。

【向田会長】 皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第3回目ではありますが、実質は、第2回目の継続審議です。それでは、事務局より本日の予定について説明をお願いします。

【椿原課長】 本日は、継続審議となっておりました「子どもの総合支援に係る調査のための個人情報の目的外利用について」の1件です。

【向田会長】 それでは事務局のほうから本日の諮問内容と資料について説明をお願いします

す。

【椿原課長】 それでは、本日配付いたしました資料の確認をいたします。1枚ものの「会議次第」のほか、先ずは、今回の諮問書と一緒に綴っております別紙、資料1-1、前回の資料1-1、参考と書かれている資料と官民協働による子どもの総合支援、それから第2回目の諮問を経て訂正した点についての3種類でございます。欠けている資料がございましたら、事務局までお申し出ください。

【向田会長】 それでは諮問課よりご説明をお願いします。

【伊藤課長】 「第2回審査会の諮問を経て訂正した点について」の資料を基に説明させていただきます。前回の審査会で指摘のあった点を大きく3つにまとめました。改正の要点ですが、①データをどのように使用するのか。何をするために調査するのかというご意見。②国との比較に使用するのか、あるいは、市の課題なのか。③本当に必要な項目を精査しデータの絞込みの必要があるのではないか。というご意見を頂きました。これらの整理を行いまして、今回、所得データ等の個人情報への使途について特定し、収集したデータを匿名化することによって個人が識別されないよう加工し、さらにそのデータについては必要最低限として、不必要な情報を極力保有しないよう整理しました。調査の目的としては、本市の子どもの総合支援対策です。子どもの貧困対策の現状調査としては、はじめに沖縄県が取り組み、その後、福岡市・大阪市、さらには、札幌市も今年度、調査に乗り出す予定ですが、様々な自治体の実態調査の対策に取り組みは始めているところで、これから本格的な動きが予想されます。ただし、この課題がセンシティブな問題で決定打を見出しにくいという課題もありますので、総合的な支援をしていくには、まだ、これからというのが現状です。そのような現状の中で今回の調査は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で国が地方自治体に対して実態調査を奨励していることを踏まえまして、本市における子どもの総合支援対策を講じるために実施するものであります。具体的には、支援の対象となる子どもが本市のなかでどの程度いるのか、この部分を所得データから調査して子育て世帯の経済的生活実態を客観的に把握するとともに子どもの貧困対策をはじめ、子育て支援事業の企画検討、予算の確保のための想定事業ボリューム等を検証することとしております。前回の審査会では、子どもの総合支援とは何かというご意見がありました。これにつきましては、生活困窮や虐待などによって支援が必要な子どもについて、「学習支援」、「生活支援」、「親への就労支援」、「経済支援」を総合的に講じていくことが貧困対策大綱の中で義務づけられています。本市としては、具体的に子どもの学習支援や子ども食堂などを展開するための拠点、いわゆる「居場所づくり」になりますが、先ずは、そういったものを整備していきたいと考えています。また、すでに始まっています協育エキスパートチームの訪問支援活動、現行の奨学金の検討、あるいは低所得者の保育料の減免水準の検証などにもこのデータを活用したいと考えております。前回の資料1-1では、住所からエリアを特定して、さら

には字名程度に絞ったデータを頂きたいということで載せていましたが、今回、エリアに関しては、匿名性に配慮して削除しました。しかしながら今後、拠点を整理していくことでは、どこに対象者が多くいるのかを把握していくことが必要になると思います。

次に、任意の世帯通番を追加させて頂きました。住民票データには世帯コードあるいは住民コードの共通番号はありますが、これらの番号によって個人の特定につながる恐れありますので、これも削除して全く関連のない任意の番号を振らせて頂きました。この任意の番号によって世帯を識別することができます。その理由として、所得の状況を世帯で見えないと、例えば、一人親の世帯であるのか、あるいは、子どもが多い世帯であるのか、そこから所得の状況が見えてこないの、任意の番号を付与しています。任意の番号ですので、これによって他のデータと突合しても個人が識別される可能性はないと考えております。次に提供される所得のデータですが、可処分所得及び等価可処分所得を載せています。可処分所得を算出するために、各所得データが必要になりますが、このデータは加工の段階で必要になるもので当課に提供頂く場合は、可処分所得と等価可処分所得のみです。データは匿名化されている状態ですので復元することは基本的に出来ません。また、他のデータと突合せしても個人が識別される可能性は、不可能であると考えています。次にⅢの目的外利用によって調査・分析する項目ですが、資料１－１のデータを頂いてどのようなことを分析するのかですが、一つ目は世帯構成別の所得水準の状況であります。性別、家族構成を元に一人親世帯なのか、多子世帯であるのか、あるいは、保護者の稼働状況などがみえてきます。そういったものを分析したいと考えております。

次に本市における貧困ラインですが、その中にどのくらいの世帯が含まれているのか、どのくらいの子どもの数が含まれているのかが見えてきますので、分析したいと考えております。

次に手当での受給状況ですが、生活保護の世帯もマーキングしておりますが、これは、各世帯が各公的サービスの受給対象になっているのか否かが見えてきます。また、貧困ラインに含まれているのに公的サービスを受けていない、いわゆる潜在数も見えてくるので、こういったものも分析していきたいと考えております。沖縄県が実施した税務データでは、貧困層にあるのに、公的サービスを受けていない割合、いわゆる潜在世帯数が２０パーセントぐらいあることがわかりました。この結果、行政のＰＲの見直しにつながったと聞いております。

次に施策検証ですが、子育て世帯の相対的な所得水準の把握と経年での定点観測・分析が可能となっております。このため、私共としましては、毎年ではありませんが、何年かに一度は子育て世帯の家庭の経済状況の変化を追ってい

きたいと考えております。

次に、先程も説明しましたが、既存施策では、保育、子育て世帯の支援等の各種行政サービスの減免水準の検証等を行っていきたいと考えています。さらに総合的な子ども支援対策の次年度予算要求のための基礎データとしても利用していきたいと考えております。

最後に今回の調査については個人情報の匿名化をはかり市民の個人情報を守りつつ貧困対策をはじめとした子どもの総合支援に貢献するための施策を進めていきたいと考えていますので、ご理解を頂きたいと思います。

【向田会長】ありがとうございます。前回の審査会に欠席された委員もいますので、貧困ラインについてもう一度説明して頂けますか。

【青木主査】はい、**参考**をご覧ください。こちらが国で出している調査手順です。全世帯数を等価可処分所得の低い順に左から並べて、人口の真ん中の人（中央値）を特定します。そしてこの中央値の等価可処分所得がいくらかを算出して、この算出した数値の半分を貧困線としています。図1のとおり、国ではこの中央値の数値が244万円で、その半分の数値122万円を貧困線としております。その122万円以下の17歳の子どもが何人いるか、その割合を求めて貧困率を算出しています。そして下の図2が、大人が一人の貧困率、大人が二人以上の貧困率、子どもがいる現役世帯の貧困率となります。

【向田会長】ありがとうございます。このパワーポイントの資料は説明しなくてよろしいですか。

【伊藤課長】はい、「総合教育会議」という場がありまして、市長と教育委員会との協議調整の場として設けている会議で、そこで使用した資料であります。今年度、この資料を基に、子どもの総合支援対策を取り組んでいきます。一番最後のページで、今年度行う事業を紹介しています。その中には協育エキスパートチームといいまして生活困窮している世帯、特に生活保護世帯を中心に家庭生活支援員がケースワーカーと訪問して生活の困り感や学習の困り感を把握して適切な場につなげたり、あるいは家庭生活支援員が学習を教えたり、いろいろな活動を行っています。今年度、生活保護を受給しています20世帯、37名に対して訪問支援していきたいと考えています。それから、子ども総合支援本部会議に関しては、教育委員会と保健福祉部で問題ケースを共有する会議であります。そして3点目が今回の諮問案件であります、行政データを活用した子どもの貧困率調査ということで、所得データを基に潜在的に支援が必要な家庭数がどのくらいいるのかを把握して、今後の施策に反映させていくということです。それから、既にシンポジウムは終了していますが、一番最後の協働事業提案制度については、子どもの居場所づくりを市民と協働で行うために、市から協働提案と一緒にやりませんかという公募をかけました。すでに市民団体2団体、NPOのほうから子どもの学習支援や子ども食堂に取り組むためにどうしたら

よいのかという相談を受けています。やはり、その中でどのエリアに困った家庭があるのか、どの程度の対象者がいるのかという質問が出てきて、その部分についてはこれから検討して市で調査して実施できるものは実施していきたいとお話しているところです。

【向田会長】 子ども総合支援本部はもう設置されているのですか。

【伊藤課長】 はい、4月1日に設置いたしました。

【向田会長】 協育エキスパートチームも作られているのですね。具体的にやっていくなかで、どの範囲を取り上げていくかが問題ですね。それでは、ご質問がありましたらご自由にどうぞお願いします。

【斯波委員】 前回、欠席しましたので、今回初めて説明を聞きましたが、中央値の244万円の半分の122万円、この数値は全国規模の数値ですか。

【青木主査】 はい、国が算出している調査の結果です。

【斯波委員】 この122万円の数値が、当市とどう関係があるのですか。独自で算出するのですか。

【青木主査】 国は調査票を配布してそれを回収し、それを基に算出していますが、石狩市では今回、税務データを活用して所得ラインを算出することを考えています。

【斯波委員】 なるほど。それから、等価可処分所得とはどういう意味ですか。

【青木主査】 はい、資料1-1になりますが、例えば、一番上の世帯通番1ですと所得のある方が2人いまして、この世帯の可処分所得としては、合計で24万円になりますが等価可処分所得はこれを世帯数の平方根であります $\sqrt{4}$ で割りまして12万円となります。この12万円を一人ずつに割り振ったものが等価可処分所得ということです。

【斯波委員】 一人頭にするのと、どのくらいになるかということですね。

【青木主査】 子どもにも、この所得が入ってきます。

【斯波委員】 所得ですから、収入と言うことではないですね。

【青木主査】 はい、所得になりますので手当等等は含まれます。

【植松委員】 私も、前回欠席していますので審議の経過を把握していませんが、資料1-1で世帯通番の横の年齢を見ますと、子どもがいない世帯の通番もありますが、子どもがいる世帯だけを対象に絞り込むことは出来ないのですか。

【青木主査】 国の基準と比較したいので、国では全世帯を対象として子どもの貧困率を算出していましたので、石狩市でもそれに準じた方法で算出したと考えています。

【植松委員】 あくまでも、国の基準と比較するためですか。しかし、諮問内容では、「子どもの総合支援に係る調査のための個人情報目的外利用について」ですよね。それでしたら、子どもに関するデータ集めで良いのではないですか。

【伊藤課長】 全体の中で子ども世帯の所得の水準が相対的に、どのような位置づけになっているのかを把握するためには、大人世帯のみも含めて考えないといけないと思います。

【植松委員】国の数値と比較するためにですか。

【伊藤課長】本市としての分析でもそのような考え方が必要と思います。

【植松委員】なぜ、子どもの支援をするために、大人世帯だけの困窮率との比較が必要なのですか。

【青木主査】国の貧困線と石狩市との貧困線を比べたいと思います。国では122万円ですが、石狩市が120万円なのか、130万円なのか、所得の比較をする時に必要だからです。

【植松委員】その比較をするためだけというのであれば、わからなくはない。しかし、大人世帯だけのものも見ていかなければならないことは、今回の諮問内容から外れるのではないかと思います。

【伊藤課長】大人世帯も含めないと本市における真ん中の貧困線が見えてこないということです。

【植松委員】国が全部相対で調べているために、それと比較するためには全部含めて数値を出さなければならないということですか。

【伊藤課長】国と比較するためだけに調査するのではなく、本市の実態を把握することが主目的ですが、すべてを含めて算出する必要があると考えています。

【矢吹委員】どうも理解出来ませんが、まさに対象となる子ども世帯の相対的貧困率が必要なのであって、要するにたまたま、裕福な家の子どもとして生まれたのか、あるいは、貧しい親の家の子どもに生まれたのかによって、受ける教育等の差別を受けてはならないという意味で、まさに子どもがいる世帯のデータがあればよいのであって、そこにお金もあまり使用しなくなったであろう老夫婦の世帯を比較の対象にいれる必要性はないのではないかと。そして、石狩市だけで考える必要があるのか。札幌市に生まれたのか、石狩市に生まれたのかによって差別があってはいけないのかと考えていけば、石狩市独自に大人も含めた貧困線を算出する必要はないのであって、全国の貧困ラインを目安にしておけばよい。そういう意味で果たして、大人だけの世帯の数字まで必要なかと疑問に思っています。

【植松委員】私も、矢吹副会長と同じように思いましたので先程の質問をしました。

【伊藤課長】大人も含めた算出についてはOECDの基準を基にしています。そして子どもの貧困率については国の政令の中でOECDの算出方法によるものと定められています。ですから、その方法に則り算出するものと考えています。独自のやり方ですと、貧困率の考え方がずれてきます。

【矢吹委員】ただし、政策目的が子どもの総合支援になりますので、その支援に必要なものは何かという観点から考えていく必要がある。それ以外の部分は国の全国調査で公表しているデータを参考にすればよい。問題は石狩市が子どもの総合支援に対してどう政策作りをしていくか。例えば、奨学金を検討する、あるいは、保育料の減免水準を検討するなど、やはり、その対策で必要になるのは子育て

世帯の中でどのくらいの格差があるのかということだと思います。別に、裕福な老人がいようが、貧しい老人がいようが直接関係ない。少なくとも、子どものことを考えるのであれば、子ども世帯の中での格差の把握だけでよい。他の部分については国の算出したデータを使用させて頂くだけでよいと思います。

【伊藤課長】国のアンケート調査ではランダムに抽出を行っていますので、実態をどれだけ反映しているのか疑問なところもあります。やはり、所得データですのでなかなかアンケートの中で答えたくないというバイアスも働きます。ですから、税務データを活用したほうが、より客観的に正確に把握できると思います。そして、石狩市の実態にあった平均値を算出できると考えています。その部分だけ国と比較することは市の実態と異なる物差しを使うことになると思います。

【村上委員】少し違う感じがします。国の貧困率は、アンケートに答えてもらったものを数値化して算出したものですね。その時は、貧困率を算出するのでアンケートに答えてくださいとお願いしたわけではありませんよね。

【伊藤課長】はい、そうです。

【村上委員】個人情報とは何かと考えると、アンケートに回答頂く方に、このデータを算出してよいのか許可を得る必要があるのではないかと。国の調査でも許可を頂いたわけではありませんよね。国のデータはアンケート方式で集め、結果的に算出して貧困率とただけですよね。それを今回は審査会にかけて個人情報を利用していいのかを尋ねた上でデータを算出したいといっているのですね。その根拠は国の貧困率が頭にあるから石狩市でも算出したいということですね。

【伊藤課長】石狩市の潜在的な貧困率が、どのくらいいるのか先ず、把握するところから始まっています。

【村上委員】もうひとつ言いたいのは、市の協働事業で呼びかけて2団体が名乗りを上げたとのことですが、何か実施する際に、どこの地域に対象者が住んでいるのか、その把握のためにデータが必要だと説明されました。具体的に20世帯37名を対象に生活保護世帯の支援にあたるというが、その様な情報がある中で必ずしも貧困率のデータがないと、この施策を実施する事が出来ないというものではないと思います。総合支援を実施する上で貧困率がなぜ、必要なのかそのことを聞きたいです。

【伊藤課長】貧困率については、支援が必要になる子どもの数などがわかれば、副次的に把握できます。ただ、我々としては潜在的に必要な子どもの支援等を中心的に見ていきたいと思います。その数もわかれば割合もわかりますので当然、貧困率も算出できるわけです。

【村上委員】大掛かりに調査を実施しなくても、細かな事を実施する中で、具体的な部分は解決されていく方向にあると思います。全体的にデータを把握する前に実施できることはあるのではないかと思います。また、「協育エキスパートチーム」などは教育委員会等で何度も見えています。このチームにどう貧困率が結び

ついてくるのかわかりません。

【伊藤課長】学習支援や居場所を定義する時に、どのくらいの対象者がいるのか、ある程度ボリュームを把握できる。エリアの対象者が10名なのか、300名なのかによって変わってくる。しかし、今回必ずしもエリアの情報がなくても、想定できる範囲で進めていくということです。但し、将来的にはエリアを含めた現状も検討していきたいと思います。「協育エキスパートチーム」については、そういった場所を提供して利用してくださいと案内しても来ません。問題と認識されていない保護者がいることも事実ですのでマンパワーを使って、このような場所がありますよと情報提供を行う。この繋ぎの役割も協育エキスパートが実施すると理解してください。

【村上委員】大変結構なことであると思います。この協育エキスパートは有効だと思いますけど。

【矢吹委員】ここに書いてある施策とお金の話が結びつくのか。具体的に子どもの学習支援ということで、貧困家庭の子どもは勉強が出来なくて、裕福な家庭の子どもは勉強が出来るという発想があるから収入と学習支援、あるいは、収入と居場所づくりを結び付けているが、その発想には疑問を感じます。もうひとつは、貧困ラインがなぜ石狩市独自のものが必要なのか疑問に思う。国の貧困ラインそのものを基準として考えてもよろしいので、その収入に満たない石狩市の子育て世帯はどの位いるのか。その様な家庭にどう援助していくのかを考慮すればよい。国と石狩市を比較してこの市は貧しいと、そして、この市にいて不利益を被ってはいらない。その理由から、国の貧困ラインの基準でよろしいのではないですか。それに満たない石狩市の住民がどのくらいいるのかという統計調査でよろしいのではないですか。

【向田会長】目的に直結していないということですね。子ども世帯の調査だけで十分ではないかということですね。その時の基準は国の数字を使用するということですね。

【村上委員】今回問われている、「目的外利用での調査・分析する項目」の中で、5番目の「子育て世帯の相対的な所得水準の把握と経年での定点観測・分析」に関する部分ですがこのようなデータを定点観測という呼び方をするのですか。

【伊藤課長】御幣があるかも知れませんが、こういった調査というものは、単発で実施しても意味がないと思っています。経年変化を見たり、実施した施策がどう影響しているのかを常に追っていかないとだめだと思っています。

【村上委員】個人情報がどのように使用されるのが問題ですね。ですから、今回の審査会の議論の中で全世帯の所得を算出したいということで例えば、所得を経過的に追っていくことは、行政が情報を操作していくことに非常に疑問に感じます。

【向田委員】必要なときは、その都度、審査会を通す必要があります。

- 【村上委員】そうですね。個人情報知らないうちに利用されることが怖いです。
- 【伊藤課長】石狩市での平均的な所得ラインを算出するためには、子ども世帯だけではだめだと思います。
- 【矢吹委員】子どもの政策をするために、なぜ、石狩市の平均的な所得ラインの算出を必要としているのですか。
- 【斯波委員】参考に出ている表の中で、国の調査手順が記載されていますが、244万円の半分のラインの122万円が貧困線ということで、このアンケート結果は非常にアバウトな結果ですね。そういったことを踏まえ、行政の担当者が実態はどうなのかと、比較をしたいということもあるのですか。
- 【伊藤課長】先ず、本市の実態を把握したいことが目的ですので、主観が入らない形で、客観的にデータで調査していきたいと思っています。
- 【向田会長】それであれば、子ども総合支援のための施策から、欠け離れてしまいます。そのことが前回からの矢吹委員の指摘なのです。
- 【矢吹委員】そのために、個人情報を使用出来るのであれば、話は別ですけど。国だってやろうと思えば所得データを使用すればよいのに、それをしないということなのですよ。
- 【伊藤課長】国はデータ自体を持っていません。
- 【矢吹委員】いや、所得税のデータは持っていますので。
- 【向田会長】まさしく、目的外利用の部分です。
- 【斯波委員】国税庁に行けば全部ありますよ。
- 【矢吹委員】ある程度、国税庁のデータで出来ると思います。国がアンケート調査する時に、何のためにするのか目的が記載されていたのですよね。
- 【斯波委員】国の通達で貧困ラインの算出方法の指定がありましたか。
- 【伊藤課長】子どもの貧困率の算出方法はOECDのやり方に準拠し、政令で規定しています。なので、この手法によらないものを国が言うところの子どもの貧困率と言えるかどうか疑問です。
- 【斯波委員】各自治体で把握してくださいという指示になっているのですね。
- 【伊藤課長】把握の仕方については、アンケートを実施するのか、税務データを使用するのかそこまでの定義はありません。各々の自治体の判断に委ねられています。但し、算出の考え方については、貧困率の算出方法は政令の中で決めています。ですから、当市もそのやり方に沿ってやるのが良いと思います。
- 【向田会長】無作為抽出でアンケート調査を実施して貧困率を算出することも可能ですね。
- 【伊藤課長】0歳から17歳までの年齢を観ていく中では、無作為抽出では年齢が偏る可能性があります。
- 【矢吹委員】貧困率はアンケート調査で実施して決める。そして、この結果が石狩市の貧困率と定義すれば良い。その上でその数値に満たない子育て世帯の現状把握のために税務データを使えば良いと思う。

【斯波委員】先行している他市町村情報は調べていませんか。

【伊藤課長】沖縄県では税務データとアンケート調査の併用で実施しています。税務データでは把握出来ないような生活ニーズ等をアンケートで調べています。所得の部分では税務データを活用しています。また、苫小牧市でも所得データを基に貧困率を算出して議会で報告している例があります。

【斯波委員】他に税務データとアンケート調査を併用している自治体はありますか。

【伊藤課長】私が把握しているのは、沖縄県だけです。

【村上委員】審査会にかけて個人情報を活用して貧困率のデータを算出した自治体はありますか。

【伊藤課長】実施している自治体は、どこも審査会にかけていると思います。

【植松委員】沖縄県の税務データの活用は全世帯を対象ですか。

【伊藤課長】沖縄県は全世帯が対象になっています。ただし、沖縄県自体はデータを持っていませんので県内の市から税務データや住基データを抽出させてそれを活用して統計データを算出しています。

【植松委員】世帯は関係なくグロスで集計が取られているのですね。そのことを考慮すれば、なぜ、全世帯が必要なのか疑問に思います。子育て支援のためなら、子育て世帯だけを抽出して実施したほうが、しっかりしたデータが算出できると思います。

【村上委員】既存部分のデータで子育て世帯の支援が出来るのではないかと思います。

【向田会長】対象は義務教育を受けている子どもですか。

【村上委員】17歳までですね。

【向田会長】分けてやった方が良いと思います。

【斯波委員】さっきから議論が空回りしている部分がありますが、その貧困ラインと子育ての施策を国ではどの様に認識しているのですか。その結びつきの説明がはっきりしませんので理解しにくいところがあります。

【伊藤課長】国は貧困率を算出する前に先ず実態を把握しなさいと言っています。その把握のため生活保護の受給率など、いくつかある指標の中に相対的貧困率があります。

【矢吹委員】把握しないといけないのは、子育て世帯の収入ということですね。

【伊藤課長】そう捉えることもできますね。

【矢吹委員】それであれば、ますます大人世帯のデータはいらないことになります。子育て世帯の収入で生活保護を受けている、あるいは、児童手当を受けている、または、これしか収入がないのになぜ生活保護を受けていないのかと、その部分がわかればいいですね。

【斯波委員】ただ、全体の実態の中でどのラインが貧困になるのか把握しないとわかりませんよね。

【矢吹委員】ただし、そこまで規定されていませんよね。

【伊藤課長】 はい。

【斯波委員】 122万円でなくても良いということですか。

【矢吹委員】 石狩市で要保護ラインをどこに引くかと言うのは世帯全体から算出した相対的貧困率になっていないわけですね。相対的貧困率を算出してそれより下の世帯が要保護児童であると言っているわけではありませんよね。要保護児童のラインをどこに置くかを規定されているわけではありませんよね。

【斯波委員】 そうなのですか。貧困線以下の世帯を把握するために、先ず全体を把握してその中で貧困線ラインを作って、その下にいる子ども達がどのくらいいるのかということではないのですか。

【伊藤課長】 そうです。国で算出した中央値が244万円ですが、その数値は大人も含めた数です。石狩市で算出したら、その数値が仮に300万円かもしれませんし、200万円になるかもしれません。それにより中央値が変わってきます。

【矢吹委員】 そのことを言っている訳ではなくて、貧困線以下の世帯所得の子どもを対象にしないと決められているのですかという質問なのです。

【伊藤課長】 そこまでは、決められていません。

【矢吹委員】 ですから、経済的に要保護の子どもをどのラインに決めるかは石狩市に任せられていると理解してもよろしいですね。

【伊藤課長】 はい、そうです。

【向田会長】 その市町村の財政状況もありますから。

【矢吹委員】 そうですね。財政状況もあります。ですから、本当にしっかりした数字を把握しないとイケないのは、まさに子育て世帯だけで十分です。子どもの相対的貧困ということから支援を考えていかないと、まさに裕福な家に生まれたか、貧しい家に生まれたかによって差別やいじめにつながる原因にもなる。そう考えれば、子育て世帯の平均所得のその半分はいくらか、その基準に入っていない人をかさ上げすることについて、どう支援するかを考えればいいのであって、石狩市の施策のために、住民世帯のデータを抽出して個人情報を利用することに疑問がある。アンケート調査等で集めればよいことだと思います。

【及川部長】 貧困ラインの必然性を問われています。この必然性をしっかり把握して説明できないと、いつまでたっても議論にはならない。受給条件に合う人がどれだけ申請していないのかを把握することは別の手段でも出来ると思う。貧困ラインがなくてもピンポイントで対象者を調査把握できる。

【村上委員】 頂いた資料の中で就学支援の認定率は全児童の四分の一ぐらいの子どもが援助を受けていると思う。子どもの総合支援はこういった資料を通して出来るのではないかと思います。勿論、学校だけでは援助は出来ませんので地域と連携していくことが大切だと思います。ただし、目的外利用によって全世帯の情報を利用して、今後、市が何か施策を打つとき、又、全世帯の情報を利用させてくださいとお願いするケースが増えてくると思います。

【向田会長】村上委員の考え方では、子ども世帯だけの情報も算出することはだめということですか。

【村上委員】それは、いいですよ。

【向田会長】そうですか。

【村上委員】訂正した点についての資料Ⅲにあります目的外利用によって調査・分析する項目の（６）番の減免水準の検証等は必要と思います。問題は匿名性です。世帯通番を振って本当に匿名化につながりますか。

【伊藤課長】基本的に他のデータと付き合わせても個人が特定されることは極めて低いです。

【村上委員】情報開示を求められた時、どこまでの個人情報が出てくるのですか。

【伊藤課長】これを提示する基礎データは加工が済んだ段階で削除しますので、実際に私たちに提供されるのは、資料１－１にありますデータだけです。

【村上委員】資料１－１にありますデータだけですか。

【伊藤課長】かなり、匿名化され加工されていますので個人情報といえないところまで特定不可の状態にしております。

【植松委員】果たして、年齢と世帯数と性別と人数で絶対に個人情報が特定出来ないと言い切れますか。

【伊藤課長】絶対ではありませんが、限りなく低減化を図りました。

【村上委員】見る人がみればわかると思います。

【向田会長】しかし、今回は地区が外され、どこかわかりませんから。

【村上委員】地区が外れるから特定出来ないということですか。

【向田会長】子ども世帯に関する情報の提供は良いが、全世帯を対象とするような情報提供は目的との噛み合いから認められないということですね。

【斯波委員】先程のお話の中で訂正した点についての資料のⅢの中で（２）（３）（４）は全て貧困ラインを基準にして記載されていますよね。ということは、貧困ラインを算出した上でないと、この（２）（３）（４）を把握出来ないということですよ。先程、説明されました矢吹委員の話と諮問課で答えてくれたことが違っている感じがします。貧困ラインは全世帯関係なくアンケートを実施してもいいですよという言い方をされていますが、この（２）～（４）まで貧困ラインを先ず把握した上で、その下の人を把握するような書き方をされていますが、言っていることがピンとこないです。

【青木主査】私たちは、石狩市の中の貧困ラインを算出して その中で貧困率を算出することを考えていました。矢吹先生がお話されたことは貧困線の１２２万円を基準にして算出したかどうかということでしょうか。

【矢吹委員】貧困ラインが必要で全体的に把握するのであれば別に１２２万円を使用すればよい。但し、ここでやろうとしている施策と貧困ラインが直接結びつくのですか。貧困ライン以下の人に施策を実施しなさいとか、貧困ラインを超えた人

には実施してはいけませんというのが国の基準ですか。そうではないでしょう。石狩市の子どもをどう支援していくかを考えていくことでしょう。そして、子どもの中での格差をどうするのかを考えていくことが重要である。だから、子どもの水準を調べるのに、子育て世帯だけでよろしいでしょう。そして平均水準以下の世帯を支援して、平均水準以上の世帯と同じ様な教育を受けられるようにするにはどうすればよいかを考えればよいと思います。だから、石狩市の貧困ラインは必要ないといっているだけです。

【向田会長】 貧困ラインを知りたいのはわかりますが、それを実施するなら別の手段でやったほうが良いと思いますよ。

【伊藤課長】 貧困ラインを知りたいのが目的ではなくて、支援が必要な数がどのくらいいるのかを判断するのに貧困ラインを算出しなければならないです。

【矢吹委員】 その貧困ラインが問題であると提起しています。

【伊藤課長】 その貧困ラインを国の基準を使用するのか、アンケート調査で実施するのか。

【矢吹委員】 そうではありません。実際の施策で子ども達の間での貧困ラインを考えれば良いのであって、まさに子育て世帯の中で平均所得を算出してその二分の一を基準にしてその二分の一に満たない子どもを、嵩上げて子ども達の中で格差を無くすにはどうすればよいのかを考えればよいのであって、その数字の中に老人を含めた貧困世帯まで考慮に入れる必要はないですよという話をしています。子どもの中での格差を無くす、格差がいじめにつながりますから、子どもの中での調査の施策が必要です。ですから、石狩市全体の貧困ラインを調べるために、使用するデータを広げることは認められないと考えています。あくまでも、子ども世帯の貧困率算出のために、アンケートに答えてもらえばよい。

【伊藤課長】 子どもの格差を埋めるには、まさにその通りです。貧困ラインの中でも底辺にいる場合もいれば、貧困ラインぎりぎりの階層もいますので、実際に子どもの状況を調査する必要があります。

【矢吹委員】 先程から、お話していますが、子どもについて施策を実施するのであれば子育て世帯だけの調査で十分といっています。

【村上委員】 逆に、貧困ラインが無ければ施策を立てることは出来ないのですか。

【斯波委員】 むしろ、子ども世帯の実態をしっかり把握することが、より正確な結果が出来ると思います。全世帯を含めた貧困ラインを算出して、それ以下はどのくらいいるのか調べてもあまり意味がないと思います。

【向田会長】 そういうことですよね。

【椿原課長】 あえて事務局からお話させて頂くと、全国の貧困ラインと市が持っているデータを比較することでその地域の相対的な所得の力もみていきたいという思惑があるのではないかと思います。要するに石狩市の地域性のポジションがどの位置にいるのかを把握したのかと思います。そのことについてはいかがですか。

【伊藤課長】 はい、首都圏と地方、あるいは国と自治体とでは異なりますので、それぞれ

実態に近い調査をしてくださいと推奨しています。

【樺原課長】そういうことですよね。

【伊藤課長】国と比較して石狩市のポジションの把握も必要です。

【向田会長】そうなれば、子どもの総合支援ではなくなります。もっと違う目的を立てて実施したほうが良いという考えになります。

【植松委員】国の数字と本当にイコールにするならば、先程、矢吹委員がお話された通りアンケートをとって摺り合わせないとイコールにならないのではないかと思います。

【樺原課長】アンケートを実施することになれば、全国と比較すると石狩市の規模は小さいです。アンケートをすることによって規模が小さい自治体なりの問題も出てくると思います。

【矢吹委員】しかし、このことについては、国の調査でも同じようなことが言えますので、国の全国平均としての比較のほうがよいであろうと言えます。

【伊藤課長】アンケートになりますと、なかなか所得の部分は正直に答えにくいと思います。そのことで実態が把握出来ないと思います。アンケート調査も考慮には入れていますけど、アンケート調査は所得の状況を聞くのではなく、子育てに対するニーズや困窮について聞くことが目的と考えています。

【矢吹委員】実はアンケート調査でそこまで聞くのかと疑問に思うところもありますが、対象が全世帯で無差別抽出したものですから、子育てはもう関係ない世帯も入ってきますので、本当に石狩市の経済的貧困ラインを知りたいければ、その目的でアンケートを実施すればよいでしょう。本当に子どもの施策のためなら子育て世帯に絞っての目的外利用でいいでしょう。それからニーズを知りたいければ、子育て世帯に絞ってニーズの調査をすればよいでしょう。ここに書いてある子どもの総合支援という観点から考えれば、少なくとも目的外利用が認められるのは子育て世帯の部分に限られるでしょう。

【向田会長】今の話を聞くと限定付の答申になります。あるいは再度、諮問を提出して頂くかですね。

【及川部長】再度、審査会にかけるにしても、貧困率の必然性についてもっと具体的な根拠を国と比較して、どのように活用するのかを考慮しないと同じ結果になると思う。その根拠を説明で出来なければ、これ以上議論しても平行線だと思います。

【向田会長】この時期ですので、これからスケジュール調整になりますが、9月に入ってもう1回同じテーマで議論しますか。

【伊藤課長】もう予算の時期に入ってきています。

【青木主査】国の貧困線である122万円よりも、石狩市の貧困線がもっと低かった場合を想定すると、国の122万円を基準とした石狩市の貧困率は高くなると思います。ただ、石狩市内だけで算出した貧困線と比較すると、貧困率はさほど高

くないかもしれない。地域全体の状況がわからないと、貧困率が高い数値として出てしまうのではないかと心配しています。

【矢吹委員】 122万円に固執することはないと思います。石狩市の子どもが全国の子どもと同じような支援が受けられるのであれば、全国の数値を使用すればよいが、石狩市内の子ども達の中での格差を是正してあげることであれば市内の子ども世帯のデータだけでよいと思います。

【村上委員】 市の課題としては目的外利用として（２）（３）（４）がありますね。貧困の中にいるであろう世帯や子どもの数の把握がわからない。また、そのような現状の中で公的サービスを受給されていない方もいる。その問題を、貧困率なしで施策を立てられませんか。

【伊藤課長】 その数字が把握できれば、全体の子どもの数も確認できますので、自ずと貧困率もわかります。

【村上委員】 就学援助を受けていることを貧困と受け止めてよいと思います。そのような中で、こういう（２）（３）（４）の実態に沿った中で現実はどうなのかと探っていくほうがよっぽど実行的であると思います。

【伊藤課長】 石狩市の貧困ラインが例えば、120万円として、その中に一人親世帯が非常に多かったということであれば手立てを打たなければならないし、協育エキスパートチームの支援を一人親世帯にも広げて集中的に訪問することも必要と考えています。

【矢吹委員】 なぜ、全世帯を含めた貧困ラインを基準にするのか、先程から全然理解できていないですよ。

【伊藤課長】 国のOECDの算出を基にすると、その過程をどうしても踏まなくてはならないものですから。政令で貧困率が定義されている以上、それに従って算出するべきと考えています。

【矢吹委員】 OECDは子どもの貧困率を基準にして数字をだしているわけではなく全体の貧困を算出していますね。また、生活保護は生活保護基準が法律で決まっていますので、収入が少ないのにそれ以下で生活保護を受けていない世帯も調べたら直ぐにわかります。

【伊藤課長】 公的サービスというのは申請主義ですから、何らかの理由で申請が上がっていないケースもあります。

【矢吹委員】 その現状をどうして申請しないのですかと聞く必要はある。生活保護は貧困ラインで決まるわけではありませんから。

【伊藤課長】 沖縄県の調査では、貧困ラインに含まれた世帯のうち就学援助を受けていない世帯が20パーセントいました。なぜ20パーセントもいたのか。制度そのものを知らなかったという理由もあります。

【矢吹委員】 もっといえば、就学援助を受ける基準はいくらなのかがポイントです。ですから、生活保護が直接、貧困ラインと結びつかないので生活保護の基準に満た

ない所得なのか、その数字で判断すればよいのであって子ども世帯のみ確認すればよい。なぜ全体の、貧困ラインに固執するのか理解出来ません。

【向田会長】石狩市はどのレベルにあるのかを把握したいということですね。そのことが具体的な施策と結びついていないから、前回から指摘されているのです。

【村上委員】行政は、数字を基に政策を立てますので理解出来ないわけではない。ただ、数字があるからといって即、施策を実施できるのかと疑問を感じる部分もあります。

【伊藤課長】市町村レベルでは計画の策定立案まで求められていませんが、全都道府県では策定が終わっていますので国の補助事業の中で数字が求められてきます。遅いかれ早かれ貧困率も含めて算出しなければならないと思います。

【向田会長】その時は、国からの指示があるわけですから、実施しなければなりませんね。さて、困りましたね。答申は先程お話した通り、子育て世帯の所得水準の状況把握という理由であれば個人情報を使用することが認められます。もう一度、議論するために、持ち帰りますか。

【及川部長】この段階で結論を出せますか。

【伊藤課長】子育て世帯に絞るかの判断ですね。絞ることによって頂いたデータが無駄になるのであれば意味がありません。

【向田会長】全部だめですというわけにはいきませんよね。この限定条件で良ければ答申案を皆さんで持ち合って判断頂くことでよろしいですか。

【及川部長】貧困ラインをもう少し掘り下げて見直しをかける部分を精査しますか。

【伊藤課長】まだ、伝えきれていない部分もあります。

【及川部長】そうであれば、伝えきれぬ手法を持ってもう一度議論しますか。

【向田会長】このままですと、限定付きの答申になりますよ。

【青木主査】この資料1－1のデータで子育て世帯に限ったものであればよいということですね。

【向田会長】そうです。もし再度、議論するのであれば内部で検討して、例えばアンケートに変えるとか、新たな手法が必要ではないでしょうか。

【村上委員】新たなデータの構築ですね。

【向田会長】国のほうから全部調べなさいと指示があれば法的根拠に基づいて再度、審議会で検討しましょう。今の段階では無理ですね。

【伊藤課長】今回は子育て世帯の部分データだけでも頂き、それに合わせた調査を実施していきたいと思います。

【向田会長】それでは、その方針にしましょう。答申案を持ち回りで各委員に判断頂きましょう。

【椿原課長】それでは、答申案を持ち回りで判断することよろしいですか。

【向田会長】各委員さんに見て頂きまして最終的に私が判断します。あと、事務方から連絡はありますか。

【椿原課長】特にありません。

【向田会長】本日はこれで終了します。皆様ありがとうございました。

議事録確定 平成28年10月6日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向田 直範 印